

監 査 報 告 書

令和 2 年 5 月 25 日

学校法人 武蔵野美術大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 武蔵野美術大学

監 事

小川 昭夫



監 事

小松 哲



私たち学校法人武蔵野美術大学の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人武蔵野美術大学寄附行為第 10 条第 2 項に基づき、学校法人武蔵野美術大学の令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行ないました。

その結果について、次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、会計帳簿及び決裁書類を閲覧するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記録金額と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。なお、学校法人の業務及び財産に関し、元職員の不正行為が本事業年度において判明したため調査及び再発防止対策が行われました。本件不正行為による過年度における被害相当額は既に費用計上されており過年度の計算書類に与える影響額は、限定的かつ重要でないため、過年度の計算書類の訂正を行う必要はないものと判断されました。また、当年度における被害相当額は当年度の決算において損失計上され、本年度の計算書類に及ぼす影響額は限定的と判断されます。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上